

島根県の県立高等学校では、令和4年度の入学生から生徒1人1台の生徒用端末を活用したICT（情報通信技術）活用教育が進められています。

これに併せて、島根県育英会（以下「育英会」という。）では、県立高等学校入学生が生徒用端末等を購入される際の経済的負担の軽減を支援するための「**県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金制度（無利子・月賦返還方式）**」を設けています。

今回、令和6年度の入学生を対象に、奨学生を募集します。

なお、この奨学資金は育英会の高等学校等奨学資金とは異なる制度ですので、2つの奨学資金の重複応募も可能です。

募集対象となる生徒

令和6年4月に島根県内の県立高等学校（通信制課程を除く）への進学を予定されている生徒が対象となります。

奨学資金の貸与額

生徒用端末等購入費（71,940円）の3分の1を島根県教育委員会が助成し、その残りの3分の2が個人負担額となります。この個人負担額「47,960円」が、奨学資金の貸与額です。

奨学資金の貸与手続・返還方法について

応募資格	○令和6年4月に島根県の県立高等学校（通信制課程を除く）への進学を予定し、本奨学資金の貸与を希望する生徒。
募集期間	令和5年9月1日(金)～令和5年11月30日(木) （当日消印有効）
応募方法 提出書類	○募集期間内に「奨学生願書」を直接、育英会へ提出してください。 →「奨学生願書」は本パンフレットの最終ページに綴じ込みされていますので、切り取り別添の返信用封筒に郵便切手を貼り提出してください。
奨学生の 決定通知	○育英会が「奨学生願書」を審査し、本人へ奨学生決定を通知します。 →決定通知書と一緒に「奨学資金返還誓約書（借用証書）」及び「預（貯）金口座振替依頼書」の提出用紙を送付します。
奨学生 決定後の 育英会への 書類提出	○「奨学資金返還誓約書（借用証書）」及び「預（貯）金口座振替依頼書」を指定した日までに育英会へ提出してください。 →上記書類を育英会が審査し受理することにより、奨学金の貸与手続が終了します。 育英会から奨学生への貸与手続終了の通知はありません。

奨学資金の貸与額と貸与方法	<p>○貸与額は、47,960円です。</p> <p>○貸与方法は、育英会が奨学資金を奨学生に交付する方法ではなく、育英会が奨学生に代わって貸与相当額を生徒用端末等納入業者に一括支払う方法とします。</p> <p>→生徒用端末等は奨学生へ、進学した県立高等学校を通じて配付されます。(令和6年4月)</p>												
奨学資金の返還額と返還方法	<p>○返還額：月額3千円又は4千円又は5千円から選択できます。</p> <p>→返還月額は、「奨学資金返還誓約書（借用証書）」提出の際に選択していただきます。なお、返還利子は無利子です。</p> <p>(参考：返還計画)</p> <table border="1" data-bbox="475 651 1442 898"> <thead> <tr> <th>毎月返還額</th> <th>最終月返還額</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000円</td> <td>2,960円</td> <td>1年4月(16回)</td> </tr> <tr> <td>4,000円</td> <td>3,960円</td> <td>1年(12回)</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>2,960円</td> <td>10月(10回)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○返還方法： 奨学生名義又は親権者名義の金融機関（育英会指定の口座振替金融機関※1）の口座から、毎月20日に口座振替により返還していただきます。 初回返還日は、令和6年8月20日です。 （20日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。） なお、振替の際に金融機関に支払う口座振替手数料（※2）は奨学生に負担していただきます。 （例：1ヵ月分3,000円をゆうちょ銀行で返還する場合は 3,033円が通常貯金口座から引き落としされます。）</p> <p>→奨学生名義又は親権者名義の金融機関口座は、「預（貯）金口座振替依頼書」提出の際に決定していただきます。</p>	毎月返還額	最終月返還額	期 間	3,000円	2,960円	1年4月(16回)	4,000円	3,960円	1年(12回)	5,000円	2,960円	10月(10回)
毎月返還額	最終月返還額	期 間											
3,000円	2,960円	1年4月(16回)											
4,000円	3,960円	1年(12回)											
5,000円	2,960円	10月(10回)											

※1.2【口座振替金融機関と口座振替手数料一覧表】

金融機関名	口座振替手数料	金融機関名	口座振替手数料
ゆうちょ銀行	33円	山陰合同銀行	55円
島根銀行	55円	しまね信用金庫	55円
島根中央信用金庫	55円	日本海信用金庫	55円
西中国信用金庫	55円	島根県農業協同組合	55円
島根益田信用組合	26円		

→口座振替手数料は変更することがあります。育英会ホームページ等で確認してください。

「令和6年度 県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金 奨学生願書」記入上の留意事項

- ◎記入上の注意を参照し、漏れなく記入してください。
- ◎黒ペン又は黒ボールペンを使用してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
- ◎記入した願書は、コピーを取るなどして各自で「控」を保管してください。

(表)

記入年月日：令和 年 月 日

令和6年度 県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生願書

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

このたび、公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金の貸与を受けたいので申込みます。

1. 本人

本人	在籍中学校：	国・市・町・村・私 立	中学校 学 園
	住所 〒		
	自宅電話番号	携帯電話番号	
	フリガナ		
氏 名	生年月日：平成 年 月 日		

注 ①本人が、自署してください。

2. 進学予定の県立高等学校

島根県立	高等学校	科
------	------	---

注 ①定時制課程は、枠内の余白に記入してください。

3. 親権者等

親権者 又は 後見人	(父) (後見人)	住所 〒		
		自宅電話番号	携帯電話番号	
		フリガナ		
		氏 名	生年月日：昭和・平成 年 月 日	
	(母)	住所 〒		
		自宅電話番号	携帯電話番号	
		フリガナ		
		氏 名	生年月日：昭和・平成 年 月 日	

注 ①親権者がそれぞれの欄に各自自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いずれかがいないときは一人）です。後見人がいる場合は、後見人が自署してください。

- ◎「1. 本人」、「3. 親権者又は後見人」及び「4. 連帯保証人」欄には、それぞれ自筆で記載してください。
- ◎現住所は住民票記載の住所を記入してください。
- ◎記入を誤った場合は、二重線を引き、余白に正しく書き直してください。
→修正液・修正テープは使用できません。

(裏)

4. 連帯保証人

連帯保証人	住所 〒			
	自宅電話番号	携帯電話番号		
	フリガナ			
	氏名	生年月日：昭和・平成	年	月 日
	本人との関係			

- 注 ①連帯保証人は、本人の父または母。もしくは、これに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者を記入してください。
- ②連帯保証人が、自署してください。
- ③奨学資金返還誓約書（借用証書）の提出にあたっては、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

この願書に記載されている個人情報については、鳥根県育英会の奨学資金のためにのみ利用するものであってその他の目的に利用することはありません。なお、奨学生決定の可否にかかわらず提出された書類は返却しません。

令和6年度 県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生願書

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

このたび、公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金の貸与を受けたいので申込みます。

1. 本人

本人	在籍中学校： 国・市・町・村・私 立 中学校 学 園
	住所 〒
	自宅電話番号 携帯電話番号
	フリガナ 氏 名 生年月日：平成 年 月 日

注 ①本人が、自署してください。

2. 進学予定の県立高等学校

島根県立 高等学校 科

注 ①定時制課程は、枠内の余白に記入してください。

3. 親権者等

親権者 又は 後見人	(父) (後見人)	住所 〒
		自宅電話番号 携帯電話番号
		フリガナ
		氏 名 生年月日：昭和・平成 年 月 日
	(母)	住所 〒
		自宅電話番号 携帯電話番号
		フリガナ
		氏 名 生年月日：昭和・平成 年 月 日

注 ①親権者がそれぞれの欄に各自自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いずれかがいないときは一人）です。後見人がいる場合は、後見人が自署してください。

4. 連帯保証人

連帯保証人	住所 〒	
	自宅電話番号	携帯電話番号
	フリガナ 氏 名	生年月日：昭和・平成 年 月 日 本人との関係

- 注 ①連帯保証人は、本人の父または母。もしくは、これに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者を記入してください。
- ②連帯保証人が、自署してください。
- ③奨学資金返還誓約書（借用証書）の提出にあたっては、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

この願書に記載されている個人情報については、鳥根県育英会の奨学資金のためにのみ利用するものであってその他の目的に利用することはありません。なお、奨学生決定の可否にかかわらず提出された書類は返却しません。